

茨城県央環境衛生組合新処理施設整備検討委員会の運営（案）

茨城県央環境衛生組合新処理施設整備検討委員会条例（以下「条例」という。）第9条に基づき、茨城県央環境衛生組合新処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）における会議録（以下「会議録」という。）の作成及びその公開等について、以下のとおり必要な事項を定める。

1 会議録の作成及び公開について

委員会は、会議録を作成し、公開するものとする。ただし、条例第6条第6項の規定により、会議を非公開とする場合はこの限りでない。

なお、会議録の作成及び公開については、次の取り扱いによるものとする。

- (1) 会議録は、会議の要旨を記載するものとする。
- (2) 会議録に記載する発言区分は、委員長、委員及び事務局とする。
- (3) 作成した会議録は、委員長の確認を得るものとする。
- (4) 会議録及び会議資料は、非公開情報が記録されている部分を除き、茨城県央環境衛生組合（以下「組合」という。）ホームページに掲載する。
- (5) 委員会は、必要に応じ、会議録を作成するために録音機器を使用することができる。

2 一般財団法人日本環境衛生センターの会議への同席について

下記の者について、事務局の補助として会議へ同席するものとする。

(1) 同席者

一般財団法人日本環境衛生センター

(2) 同席理由

- ・当組合が発注する新処理施設整備基本計画策定等業務の受注者であることから、基本計画策定にあたり、委員会での意見等を十分に把握する必要があること。
- ・し尿処理施設整備に関する知識や豊富な経験を兼ね備えており、委員会での調査検討時において、審議事項の理解を深めるとともに、円滑な委員会運営を図ることが期待できること。

【参考】茨城県央環境衛生組合新処理施設整備検討委員会条例（一部抜粋）

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。